

●香川県告示第267号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年5月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

観音寺市豊浜町姫浜708番地

三豊総合病院組合 管理者 白川 晴司

(2) 事業場の所在地及び名称

観音寺市豊浜町姫浜708番地

三豊総合病院

(3) 特定施設に関する事項

種	類	病院に設置されるちゅう房施設	
能	力	厨房面積37.327㎡	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後50月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		断続10時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	180	200
	化学的酸素要求量 (mg/l)	180	200
	浮遊物質 (mg/l)	235	250
	窒素含有量 (mg/l)	100	120
	りん含有量 (mg/l)	10	16
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	5,000	5,000
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		2.9	3.2

種	類	病院に設置される洗浄施設	
能	力	①430 2基、②400 3基、③490 75基、④690 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後50月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの		断続8時間使用	

使用時間			
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
排出される汚水等の汚染状態	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	180	200
	化学的酸素要求量 (mg/l)	180	200
	浮遊物質 (mg/l)	235	250
	窒素含有量 (mg/l)	100	120
	りん含有量 (mg/l)	10	16
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	5,000	5,000
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		(81基分) 12.8	(81基分) 14.1

種	類	病院に設置される入浴施設	
能力		①4050 2基、②3070 5基、③2890 4基	
工期等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後50月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		断続8時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
排出される汚水等の汚染状態	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	180	200
	化学的酸素要求量 (mg/l)	180	200
	浮遊物質 (mg/l)	235	250
	窒素含有量 (mg/l)	100	120
	りん含有量 (mg/l)	10	16
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	5,000	5,000
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		(11基分) 3.5	(11基分) 3.9

(4) 汚水等の処理施設に関する事項  
変更無し。

(5) 排出水の汚染状態及び量

区分		第1排水口	
排出水の汚染状態	項目	通常	最大
排出水の汚染状態	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	5	10
	化学的酸素要求量	8	16

	(mg/l)		
浮遊物質量	(mg/l)	15	30
窒素含有量	(mg/l)	20	30
りん含有量	(mg/l)	3	4
大腸菌群数	(個/cm <sup>3</sup> )	1,000	3,000
排出水の量	(m <sup>3</sup> /日)	700	780

他に排水口が2箇所（雨水専用）ある。

（備考）今回新たに特定施設を設置するが、既設特定施設を廃止すること及び病床数の増加はないことから、排出水の量及び汚染状態並びに汚濁負荷量に変更はない。

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

平成21年5月26日から同年6月16日まで

### (2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

観音寺市市民部生活環境課